

## 第4章

---

第5期新座市障がい福祉計画

第1期新座市障がい児福祉計画

## 第1節 平成32年度の数値目標（成果目標）

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 【国及び県の基本指針等】

〔国〕 平成28年度末時点での施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者から2%以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定に当たり、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。

〔県〕 地域移行者数は国と同様9%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。

《設定しない理由》

本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況である。

※ 強度行動障害とは、自分の体を叩いたり、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことを言います。

#### 【新座市の目標】

国及び県の目標数値に呼応し、平成28年度末の施設入所者数の9%を地域へ移行することとするが、現在の施設入所者個々の状況からは、地域生活が相当困難と考えられ、地域生活における支援体制の整備強化と併せ、移行可能な方から順次移行支援を行うものとします。

なお、障がい者施設入所者の削減については、県と同様な考え方にに基づき、数値目標は設定しないものとします。

#### 【目標値の設定】

平成32年度までの地域移行者数	
目標値	10人
平成28年度末の施設入所者数110人×9%	

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【国及び県の基本指針等】

〔国〕 平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

〔県〕 国基本指針のとおり

### 【新座市の目標】

精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）の地域移行・地域定着を推進し、地域で安心して暮らせるようにするため、対象者ごとに医療機関、保健所、指定特定相談支援事業所等の関係機関と協議を行った上で、相談・支援を行います。

区分	平成32年度
	目標
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	検討

### 3 地域生活支援拠点の整備

#### 【国及び県の基本指針等】

〔国〕 平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

〔県〕 国基本指針のとおり

#### 【新座市の目標】

切れ目のない支援に対応できる拠点を整備するためには、障がい者支援施設等とも調整を図る必要があります。また、地域で分担して支援するための面的な体制も必要であるため、地域のニーズや状況の把握に努め、整備の検討を進めます。

#### 【参考】

《地域生活支援拠点とは（国の考え方）》

地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制は、障がい者及び障がい児の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るものである。

具体的には、（１）緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える、（２）体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備することなどにより、障がい者等の地域での生活を支援することを目的とする。

区分	平成32年度
	目標
地域生活支援拠点の整備	検討

## 4 福祉施設から一般就労への移行

### 【国及び県の基本指針等】

〔国〕 平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。

なお、目標値の設定に当たり、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を各目標値に加えた割合以上を目標値とする。就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

〔県〕 国基本指針のとおり

### 【新座市の目標】

就労移行支援事業の利用者数は、増加している傾向があります。このため、福祉施設利用者の一般就労への移行人数を増加させることが課題です。

平成32年度中に、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍に増やすことを目標とします。

### 【目標値の設定】

#### (1) 一般就労移行人数

平成32年度末における一般就労への移行人数	
目標値	24人
平成28年度の一般就労移行者数（16人）×1.5倍	

**(2) 就労移行支援事業の利用者数**

平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数	
目標値	58人
平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数（48人）×1.2倍	

**(3) 就労移行支援事業所の就労移行率**

平成32年度の事業所の就労移行率3割以上の事業所	
目標値	2か所
市内にある就労移行支援事業所「スワン工舎新座」、「福祉工房さわらび」の2か所において、就労移行率3割以上を目指します。	

## 5 就労支援センター事業の充実

### 【事業の内容】

就労を希望する障がい者の相談に応じ、個々の状況に応じた就労支援を行う。

障がい者雇用を考えている事業所に対し、支援の方法について助言や情報提供を行うとともに、障がい者の受入れ可能な事業所を開拓する。

### 【新座市の目標】

就労を希望する障がい者を対象とした就労支援、職場開拓、職場実習を実施するとともに、就労中の障がい者に対する巡回訪問等就労後の職場への定着に向けた支援の強化を図ります。

また、企業に向けて障がい者就労支援センターの周知を図るとともに、就労支援員により、一般企業への就労機会を拡大します。働く障がい者が増加する中、公共職業安定所等の各関連機関とも連携を図り、情報提供に努めるとともに、就労支援体制の充実を図ります。

### 【目標値の設定】

区分	実績値			目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労支援センター登録者数のうち就労している人数	133人	141人	146人	150人	155人	160人
延べ職場実習人数	570人	655人	578人	640人	645人	650人
企業実習者数	3人	1人	1人	4人	4人	4人
企業に就労した人数	21人	24人	16人	24人	25人	26人
就労企業数	新規	17社	18社	12社	18社	18社
	累計	106社	117社	124社	135社	140社
職場への定着に向けた支援回数	377回	314回	295回	320回	330回	340回

- ※ 職場実習は、就労に向けて市役所等の職場内において実習を行います。
- ※ 企業実習は、一般就労を目指して企業内において技術や就労のルール等を学習します。
- ※ 平成29年度は実績見込値です。
- ※ 職場への定着に向けた支援は、就労した障がい者（企業）への巡回回数です。

**【障がい者就業・生活支援センターについて】**

市の障がい者就労支援センターの事業とは別に、障害者就業・生活支援センターSWANが、県の事業として南西部を対象に就業と生活の支援を必要とする障がい者に対し、相談や職場訪問、家庭訪問等を実施し、就業面と生活面の一体的な相談支援を行っています。



## 6 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

### 【国及び県の基本指針等】

〔国〕 平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

また、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

〔県〕 国基本指針のとおり

### 【新座市の目標】

平成32年度末までに、児童発達支援センターを1か所設置することを目標とします。

また、保育所等訪問支援は、市内で1事業所が実施しており、保育所、幼稚園、学校等の受入れ側への理解促進に努めます。

### 【目標値の設定】

区分	平成32年度
	目標
児童発達支援センターの設置数	1か所

区分	平成32年度
	目標
保育所等訪問支援事業利用者数	12人/年度

## 7 重症心身障がい児を支援する事業所の確保

### 【国及び県の基本指針等】

〔国〕 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

〔県〕 国基本指針のとおり

### 【新座市の目標】

重度の重複障がい児等を受け入れている児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所はありますが、受入れが限られており、療育の内容の充実にも課題があります。

そのため、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保の検討を進めます。

区分	平成32年度
	目標
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数	検討

## 8 医療的ケア児のための協議の場の設置

### 【国及び県の基本指針等】

〔国〕 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

〔県〕 国基本指針のとおり

※ 医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児のことを言います。

### 【新座市の目標】

障がい者施策委員会や地域自立支援協議会を協議の場とすることや、近隣自治体の動向を調査し、地域の実情に合った協議の場を設けることができるよう検討を進めます。

区分	平成30年度
	目標
医療的ケア児のための協議の場の設置数	検討

## 第2節 サービスの見込量と確保策

### 1 障がい福祉サービス

#### (1) 訪問系サービス

##### 【サービスの概要】

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護の総称で、各サービスの内容は下表のとおりです。ここでは、居宅介護を含む支援である重度障がい者等包括支援も訪問系サービスと捉えます。

サービス名	内容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等を提供する。
重度訪問介護	重度の障がい者であって常時介護を要する障がい者に対し、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護その他のサービス及び外出時における移動中の介護を総合的に提供する。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、その他の便宜を供与する。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者のうち、常時介護を要する障がい者に対し、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行う。
重度障がい者等包括支援	常時介護を要する障がい者のうち、介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護及びその他の障がい福祉サービスを包括的に提供する。

##### 【利用者像】

###### 〔居宅介護〕

- 障がい支援区分1以上の障がい者

###### 〔重度訪問介護〕

- 障がい支援区分4以上で、一定の基準を満たす重度の障がい者

###### 〔同行援護〕

- 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有し、一定の基準を満たす障がい者等

###### 〔行動援護〕

- 障がい支援区分3以上であって、知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者

###### 〔重度障がい者等包括支援〕

- 障がい支援区分6に該当し、意思疎通に著しい困難を有し、四肢全てに麻痺があり寝たきり状態にある障がい者

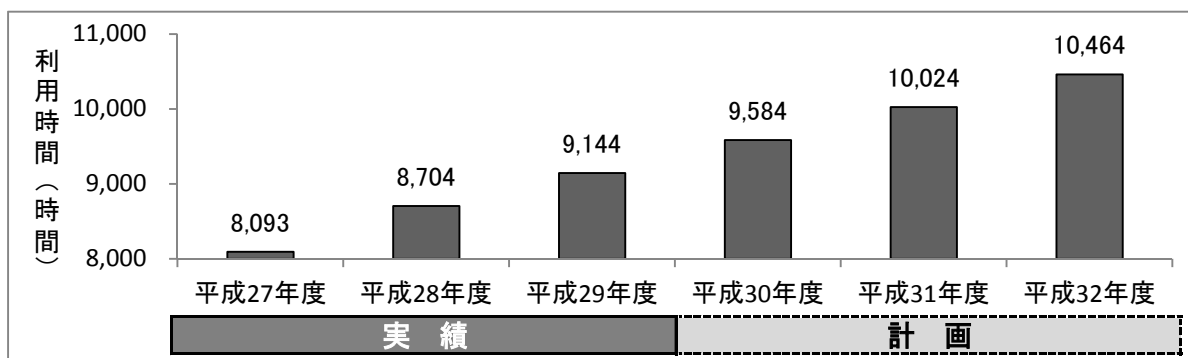
##### 【サービス提供基盤の状況】

平成29年10月1日現在、本市をサービスの提供地域としている事業所は、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市を除く。）では48か所です。

【第5期計画の見込量と確保の方策】

入院中の精神障がい者の地域生活への移行等により、サービス利用者の増加が見込まれます。

特に、重度訪問介護は、障がい者等のニーズに合った利用ができるよう、本市をサービス提供地域としない事業所に対し、サービス提供地域とするよう促すなど、提供基盤の確保に努めます。



【第4期計画期間（実績値）及び第5期計画期間（計画値）の月間合計利用時間数】

[月間]

区分	サービス名	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人)	居宅介護	269	285	302	284	305	326
	重度訪問介護	17	19	21	16	18	20
	同行援護	36	38	40	46	51	56
	行動援護	3	4	5	1	1	1
合計		325	346	368	347	375	403
利用時間 (時間)	居宅介護	4,714	5,018	5,337	4,146	4,146	4,146
	重度訪問介護	2,932	3,121	3,320	4,603	4,961	5,319
	同行援護	466	496	528	824	904	984
	行動援護	13	15	15	11	13	15
合計		8,125	8,650	9,200	9,584	10,024	10,464
区分		第4期計画期間（実績値）					
		27年度	28年度	29年度			
利用者数 (人)	居宅介護	202	242	263			
	重度訪問介護	10	12	14			
	同行援護	30	36	41			
	行動援護	1	1	1			
合計		243	291	319			
利用時間 (時間)	居宅介護	4,272	4,146	4,146			
	重度訪問介護	3,237	3,887	4,245			
	同行援護	579	664	744			
	行動援護	5	7	9			
合計		8,093	8,704	9,144			

※ 平成29年度は実績見込値です。

## (2) 日中活動系サービス

### ① 生活介護

#### 【サービスの概要】

生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護を要する障がい者に対し、主として昼間、障がい者支援施設等で入浴、排せつ、食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

#### 【利用者像】

- 障がい支援区分3以上の障がい者（施設入所にあつては、障がい支援区分4以上）
- 50歳以上の場合は、障がい支援区分2以上の障がい者（施設入所にあつては、障がい支援区分3以上）

#### 【サービス提供基盤の状況】

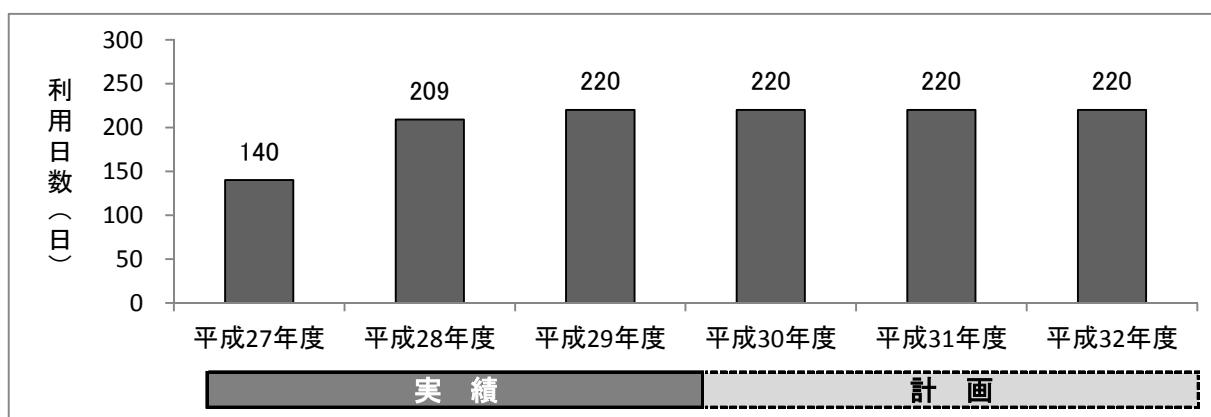
平成29年10月1日現在、サービスを提供している施設は、市内に3か所のほか、朝霞地区4市で運営する「すわ緑風園」があり、県内では350か所です。

市内施設には、「けやきの家」、「こぶしの森」、「ふたば」があります。

#### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

特別支援学校の卒業生の進路の選択肢の一つとなっており、利用者の増加が見込まれます。

市内における新たな事業所の確保に努めるとともに、市外の施設との連携を強化することによりサービス提供の確保に努めます。



【第4期計画期間（実績値）及び第5期計画期間（計画値）の月間利用日数】

[月間]

区分	第4期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度
利用者数（人）	160	165	170
利用日数（日）	3,200	3,300	3,400
区分	第4期計画期間（実績値）		
	27年度	28年度	29年度
利用者数（人）	161	170	176
利用日数（日）	3,201	3,357	3,489

[月間]

区分	第4期計画期間（実績値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	9	11	10	10	10	10
利用日数（日）	140	209	220	220	220	220

- ※ 継続利用者数を除いて計画値を設定するものとされたため、数値を変更します。
- ※ 平成29年度は実績見込値です。
- ※ 計画値は、過去の実績と近隣自治体での事業所の開設状況等から算出しています。

## ② 自立訓練（機能訓練）

### 【サービスの概要】

自立訓練（機能訓練）は、地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・回復等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に対し、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を提供します。

### 【利用者像】

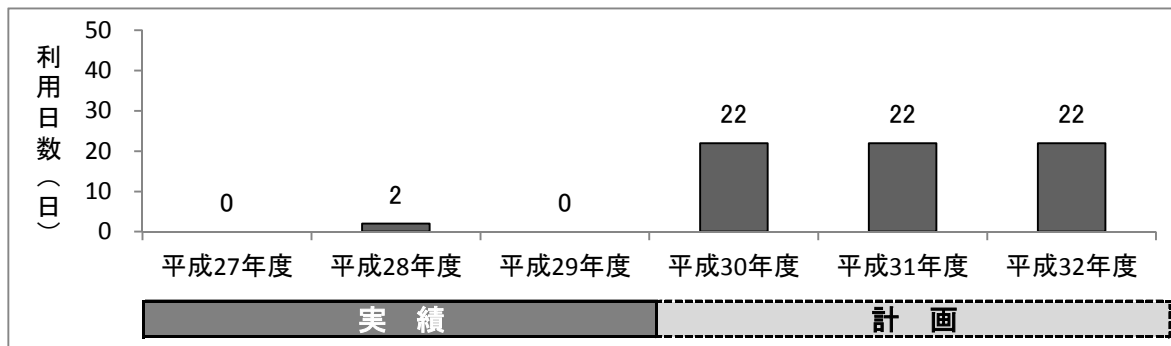
- 入所施設・病院を退所・退院し、地域生活への移行等を図る上で、身体機能の維持・回復等の支援や身体的リハビリテーションの継続が必要な身体障がい者又は難病患者
- 特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な身体障がい者又は難病患者

### 【サービス提供基盤の状況】

平成29年10月1日現在、サービスを提供している施設は市内にはなく、県内では国立障害者リハビリテーションセンターを含め7か所です。

### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

利用者が限られていることもあり、過去の利用実績から、月間1人の利用を見込んでいます。今後も、円滑にサービスを提供できるよう入所施設、病院等の各関係機関と連携を図ります。



【第4期計画期間（実績値）及び第5期計画期間（計画値）の月間利用日数】

[月間]

区分	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	1	1	1	1	1	1
利用日数（日）	15	15	15	22	22	22
区分	第4期計画期間（実績値）					
	27年度	28年度	29年度			
利用者数（人）	0	1	0			
利用日数（日）	0	2	0			

※ 平成29年度は実績見込値です。



### ③ 自立訓練（生活訓練）

#### 【サービスの概要】

自立訓練（生活訓練）は、地域生活を営む上で、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援等を提供します。

#### 【利用者像】

- 入所施設・病院を退所・退院し、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者
- 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者

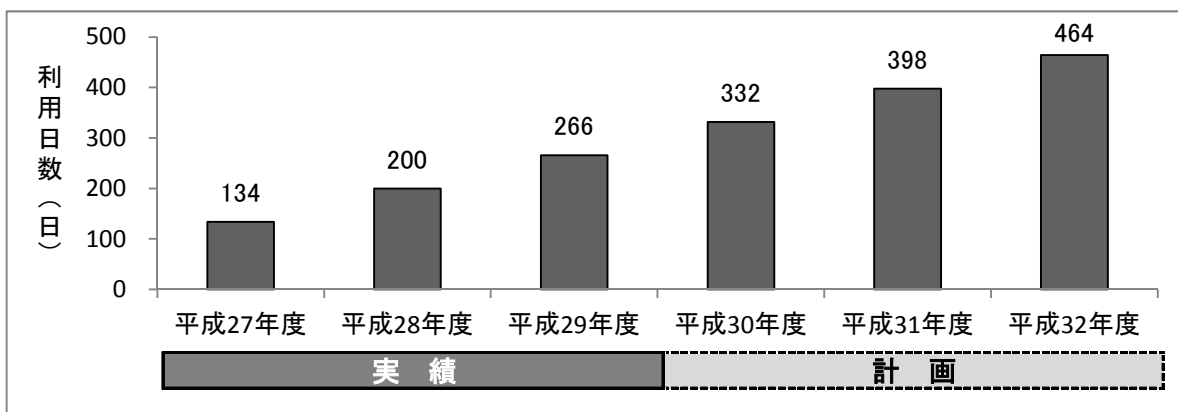
#### 【サービス提供基盤の状況】

平成29年10月1日現在、サービスを提供している施設は市内にはなく、県内では国立障害者リハビリテーションセンターを含め30か所です。

#### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

入所施設や病院から地域生活への移行が推進されていることから、サービスの必要性は高まっていくものと考えられます。

今後は、グループホーム等の利用を視野に入れ、入所施設、病院等の関係機関との連携を図り、サービスを提供する方法の検討を進めます。



【第4期計画期間（実績値）及び第5期計画期間（計画値）の月間利用日数】

第4章 第5期新座市障がい福祉計画  
第1期新座市障がい児福祉計画

[月間]

区分	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	8	8	8	14	17	20
利用日数（日）	69	69	69	332	398	464
区分	第4期計画期間（実績値）					
	27年度	28年度	29年度			
利用者数（人）	5	8	11			
利用日数（日）	134	200	266			

※ 平成29年度は実績見込値です。

#### ④ 就労移行支援

##### 【サービスの概要】

就労移行支援は、一般就労を希望し、就労が見込まれる障がい者に対し、生産活動、実習、職場探し等の活動を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練等を提供します。

##### 【利用者像】

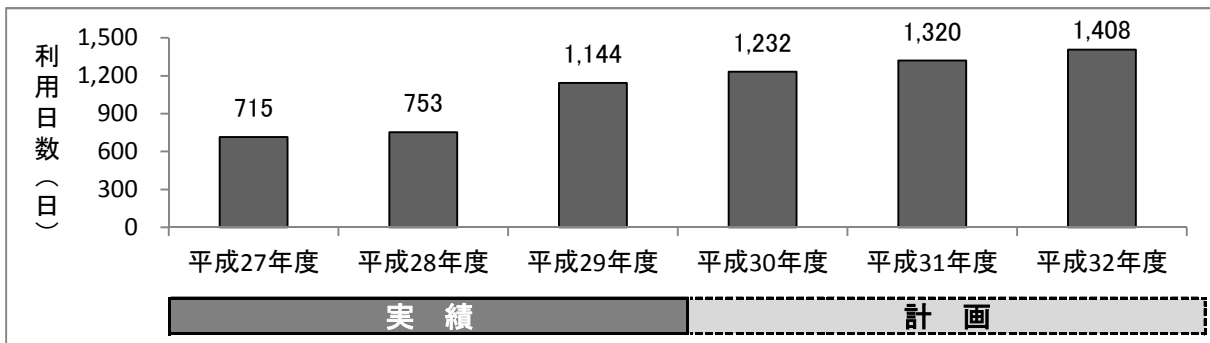
- 就労を希望するものの、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の障がい者
- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等の免許を取得することにより、就労を希望する障がい者

##### 【サービス提供基盤の状況】

平成29年10月1日現在、サービスを提供している施設は、市内では「スワン工舎新座」及び「福祉工房さわらび」の2か所、県内では訓練等の提供施設が157か所及び養成施設が国立障害者リハビリテーションセンターの1か所です。

##### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

障がい者の雇用対策の促進に伴い、今後もサービスの利用は増加していくものと見込まれます。近隣の就労移行支援施設との連携を図り、利用希望者の適性に合った支援を行います。



【第4期計画期間（実績値）及び第5期計画期間（計画値）の月間利用日数】

[月間]

区分	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	33	36	39	56	60	64
利用日数（日）	594	648	702	1,232	1,320	1,408
区分	第4期計画期間（実績値）					
	27年度	28年度	29年度			
利用者数（人）	44	48	52			
利用日数（日）	715	753	1,144			

※ 平成29年度は実績見込値です。

### ⑤ 就労継続支援A型（雇用型）

#### 【サービスの概要】

就労継続支援A型（雇用型）は、一般就労が困難な障がい者で、雇用契約に基づく就労が可能なる者に対し、利用者と事業者が雇用関係を結び、就労の機会の提供をするとともに、生産活動やその他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供します。

#### 【利用者像】

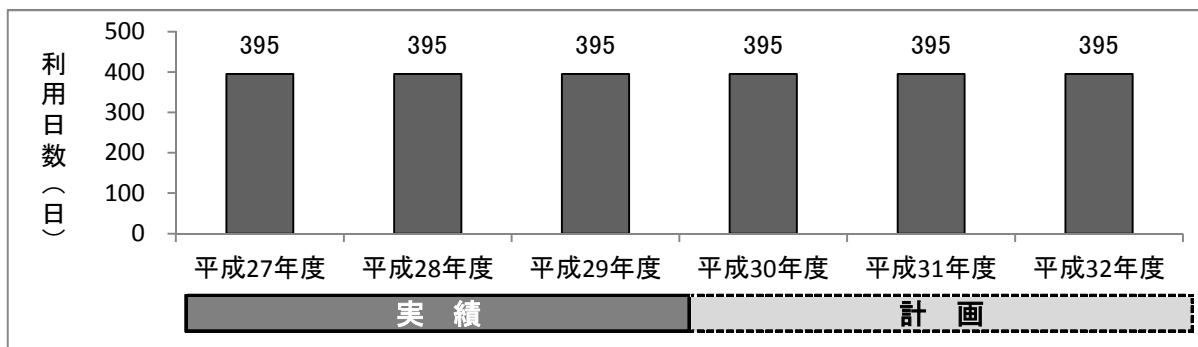
- 就労移行支援事業を利用したものの、企業等の雇用には結びつかなかった障がい者
- 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったものの、企業等の雇用には結びつかなかった障がい者
- 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現在雇用関係がない障がい者

#### 【サービス提供基盤の状況】

平成29年10月1日現在、サービスを提供している施設は、市内では「SAIFUKU」1か所、県内では93か所です。

#### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

就労継続支援B型事業所の利用者には、就労継続支援A型事業所への移行の可能性のある利用者もいることが考えられます。指定特定相談支援事業所や就労継続支援B型事業所が連携を図り、利用者の適性に合った支援ができるよう努めます。



【第4期計画期間（実績値）及び第5期計画期間（計画値）の月間利用日数】

[月間]

区分	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	24	25	26	23	23	23
利用日数（日）	408	425	442	395	395	395
区分	第4期計画期間（実績値）					
	27年度	28年度	29年度			
利用者数（人）	23	23	23			
利用日数（日）	395	395	395			

※ 平成29年度は実績見込値です。

## ⑥ 就労継続支援B型（非雇用型）

### 【サービスの概要】

就労継続支援B型（非雇用型）は、就労移行支援事業等を利用したものの一般企業等への雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者等に対し、通所により就労や生産活動の機会を提供します。

### 【利用者像】

- 就労経験があるものの、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった障がい者
- 就労移行支援事業を利用した結果、企業や就労継続支援A型（雇用型）への雇用に結びつかなかった障がい者
- 上記に該当しない人のうち、50歳に達している障がい者又は障がい基礎年金1級受給者等

### 【サービス提供基盤の状況】

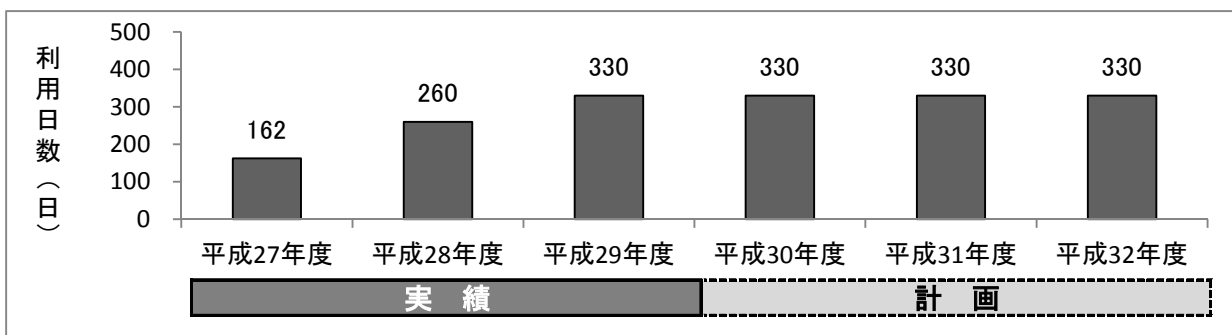
平成29年10月1日現在、サービスを提供している施設は、市内では5か所、県内では389か所です。

市内施設には、「福祉工房さわらび」、「アイズ」、「シンフォニー」、「くるみの木」、「こぶしの森」があります。

### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

特別支援学校の卒業生の進路の選択肢の一つとなっており、利用者の増加が見込まれます。

市内における新たな事業所の確保に努めるとともに、市外の施設との連携を強化することによりサービス提供の確保に努めます。



【第4期計画期間（実績値）及び第5期計画期間（計画値）の月間利用日数】

第4章 第5期新座市障がい福祉計画  
第1期新座市障がい児福祉計画

[月間]

区分	第4期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度
利用者数（人）	195	202	210
利用日数（日）	3,315	3,434	3,570
区分	第4期計画期間（実績値）		
	27年度	28年度	29年度
利用者数（人）	192	196	199
利用日数（日）	3,098	3,144	3,210

※ 平成29年度は実績見込値です。

[月間]

区分	第4期計画期間（実績値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	12	18	15	15	15	15
利用日数（日）	162	260	330	330	330	330

※ 継続利用者数を除いて計画値を設定するものとされたため、数値を変更します。

## ⑦ 就労定着支援

### 【サービスの概要】

就労定着支援は、一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

### 【利用者像】

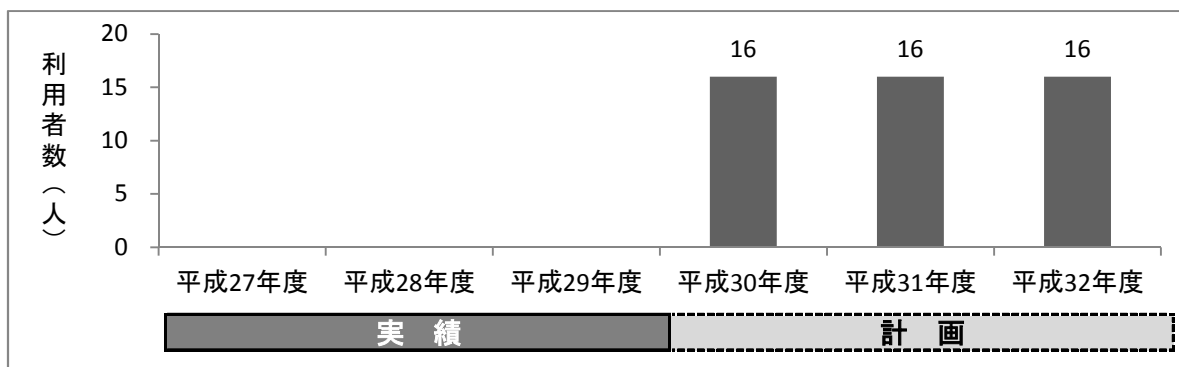
- 就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

### 【サービス提供基盤の状況】

新規の事業であり、事業所開所等の情報はまだ把握できません。

### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

障がいのある人もない人も共に暮らせる新座市をつくるための調査（以下「アンケート調査」という。）では、就労支援施策として就労後のフォロー等を希望する、職場外での相談対応・支援を希望するとの回答がそれぞれ全体の約16%でした。事業が開始された場合の需要はあると考えられることから、事業所の開所情報の把握に努め、適切なサービス利用につながるよう努めます。



【第5期計画期間（計画値）の年間利用者数】

[年間]

区分	第5期計画期間（計画値）		
	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	16	16	16

## ⑧ 療養介護

### 【サービスの概要】

療養介護は、医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者に対し、主として昼間に病院・施設において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の支援を行います。

### 【利用者像】

- 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障がい支援区分6の障がい者
- 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、障がい支援区分5以上の障がい者

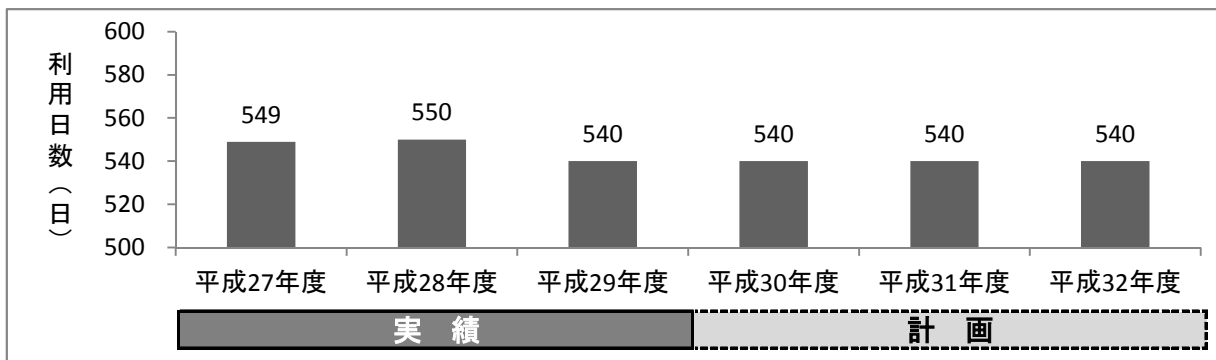
### 【サービス提供基盤の状況】

平成29年10月1日現在、市内でサービスを提供している施設（病院）はなく、県内では6か所となっています。

### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

このサービスは、利用者が限られていることから、第4期計画値の水準を維持します。

療養介護施設（病院）の定員に余裕はなく、今後の入所は困難な状況にありますが、入所を希望するケースへの対応に努めます。



【第4期計画期間（実績値）及び第5期計画期間（計画値）の月間利用日数】

[月間]

区分	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	20	20	21	18	18	18
利用日数（日）	580	580	609	540	540	540
区分	第4期計画期間（実績値）					
	27年度	28年度	29年度			
利用者数（人）	18	18	18			
利用日数（日）	549	550	540			

※ 平成29年度は実績見込値です。



## ⑨ 短期入所（福祉型、医療型）

### 【サービスの概要】

短期入所（福祉型、医療型）は、介護者の疾病その他の理由で障がい者支援施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事の介護等を提供します。

### 【利用者像】

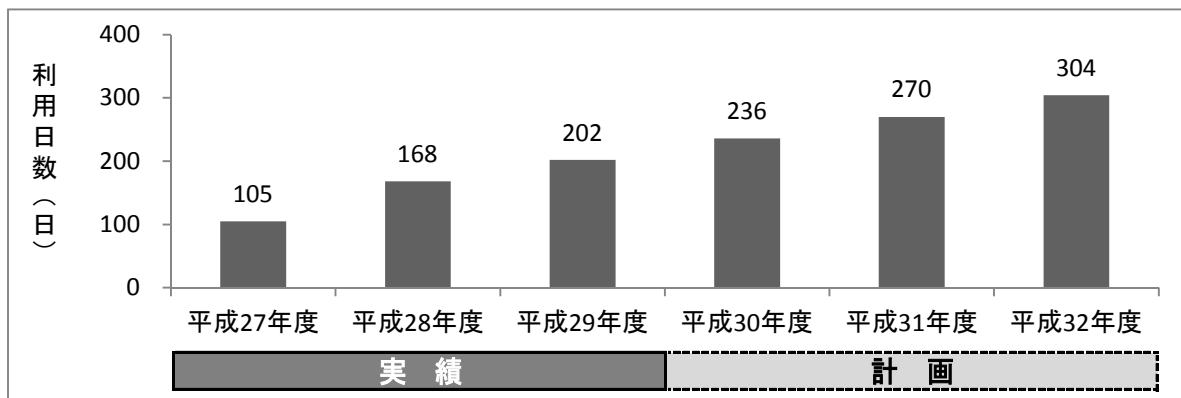
- 障がい支援区分1以上の障がい者
- 医療型はこれに加え、療養介護対象者、重症心身障がい児、遷延性意識障がい者等、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン系疾病を有する者

### 【サービス提供基盤の状況】

平成29年10月1日現在、サービスを提供している施設は、市内では福祉型である「グループホームにいざの智」、「かなで」の2か所があり、県内では福祉型及び医療型を合わせて140か所あります。

### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

介護者の疾病等での利用、グループホームへの入居を視野に入れた集団生活を経験するための利用等の需要から、サービスの利用は増加傾向にあります。市内のグループホームや近隣自治体にある施設等と調整し、サービス提供の確保に努めるとともに、サービス提供基盤の整備について、引き続き県に要望していきます。



【第4期計画期間（実績値）及び第5期計画期間（計画値）の月間合計利用日数】

[月間]

区分	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	26	31	36	28	31	34
利用日数（日）	116	139	161	236	270	304
区分	第4期計画期間（実績値）					
	27年度	28年度	29年度			
利用者数（人）	17	21	24			
利用日数（日）	105	168	202			

※ 平成29年度は実績見込値です。

[月間]

区分		第4期計画期間（実績値）			第5期計画期間（計画値）		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
福祉型	利用者数（人）	14	17	19	21	23	25
	利用日数（日）	91	150	180	210	240	270
医療型	利用者数（人）	3	4	5	7	8	9
	利用日数（日）	14	18	22	26	30	34
計	利用者数（人）	17	21	24	28	31	34
	利用日数（日）	105	168	202	236	270	304

※ 福祉型と医療型に分けて、計画値を設定するものとされたため、数値を変更します。

### (3) 自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

#### ① 自立生活援助

##### 【サービスの概要】

自立生活援助は、障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人に対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために必要な助言や医療機関等との連絡調整等、適時のタイミングで適切な支援を行います。

##### 【利用者像】

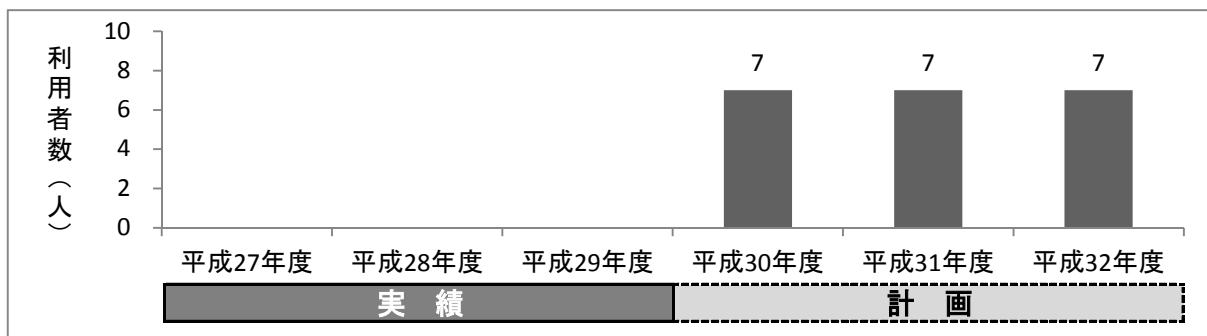
- 障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等

##### 【サービス提供基盤の状況】

新規の事業であり、事業所開所等の情報はまだ把握できません。

##### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

アンケート調査では、現在一人暮らしをしていない障がい者で将来一人暮らしをしたいと考えている者（251人）のうち、地域で生活するために必要な支援を相談対応などの充実であると回答した者は7人でした。この数値を見込量とし、サービス提供事業所等の情報把握に努めます。



【第5期計画期間（計画値）の月間利用者数】

[月間]

区分	第5期計画期間（計画値）		
	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	7	7	7

## ② 共同生活援助（グループホーム）

### 【サービスの概要】

共同生活援助（グループホーム）は、障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助等を行います。

### 【利用者像】

- 就労又は就労移行支援等の日中活動を利用している障がい者で、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の援助を必要とする者

### 【サービス提供基盤の状況】

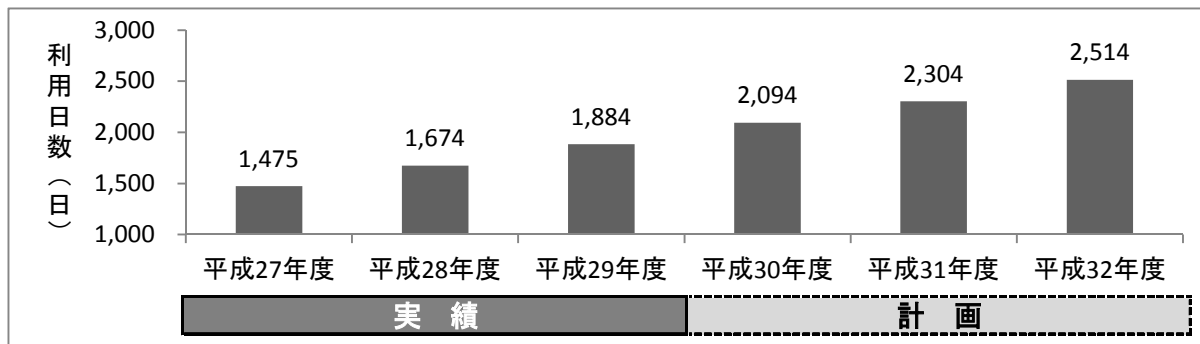
平成29年10月27日現在、サービスを提供している施設は、市内では「北斗寮」、「新座ホーム」、「グループホームにいざの智」、「かいとホーム1～5」及び「かなで」の9か所、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市を除く。）では216か所です。

### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

アンケート調査では、グループホームで暮らしたいとの回答が90人でした。

施設・医療機関からの地域移行又は家族から離れ、地域での自立した生活への移行を希望する障がい者の居住の場として、今後も需要の増加が見込まれます。

市内における新たな施設の確保に努めるとともに、市外の施設との連携を強化することにより、サービス提供の確保に努めます。



【第4期計画期間（実績値）及び第5期計画期間（計画値）の月間利用日数】

[月間]

区分	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	45	50	55	72	79	86
利用日数（日）	1,305	1,450	1,595	2,094	2,304	2,514
区分	第4期計画期間（実績値）					
	27年度	28年度	29年度			
利用者数（人）	51	58	65			
利用日数（日）	1,475	1,674	1,884			

※ 平成29年度は実績見込値です。

### ③ 施設入所支援

#### 【サービスの概要】

施設入所支援は、夜間において介護が必要な人や、通所が困難な生活介護、自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

#### 【利用者像】

- 生活介護を受けている人のうち、障がい支援区分が4以上の障がい者（50歳以上の場合は区分3以上）
- 自立訓練、就労移行支援を受けている人で、次のいずれかに該当する障がい者
  - ・生活能力から単身の生活が困難な障がい者
  - ・地域の社会資源の状況から、通所することが困難な障がい者

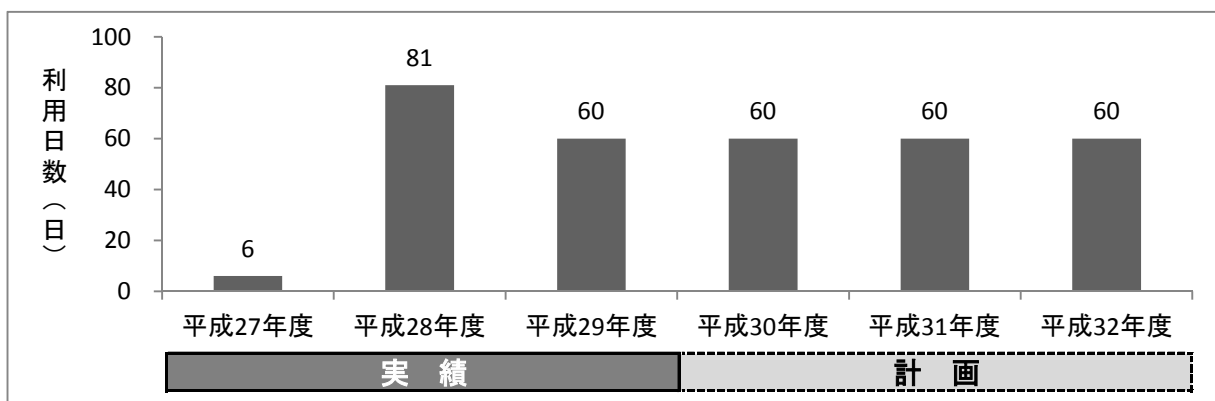
#### 【サービス提供基盤の状況】

平成29年10月1日現在、市内でサービスを提供している施設はありませんが、朝霞地区4市で運営する「すわ緑風園」のほか、近隣では朝霞市の「あさか向陽園」がサービスを提供しています。県内では101か所です。

#### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

家族の高齢化や障がいの重度化により、サービス利用者の増加が見込まれます。

増加する需要に対して施設が不足しているため、今後も県及び近隣自治体と連携し、広域的な観点から施設の整備を促進します。



【第4期計画期間（実績値）及び第5期計画期間（計画値）の月間利用日数】

第4章 第5期新座市障がい福祉計画  
第1期新座市障がい児福祉計画

[月間]

区分	第4期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度
利用者数（人）	94	94	94
利用日数（日）	2,914	2,914	2,914
区分	第4期計画期間（実績値）		
	27年度	28年度	29年度
利用者数（人）	90	91	91
利用日数（日）	2,657	2,658	2,658

※ 平成29年度は実績見込値です。

[月間]

区分	第4期計画期間（実績値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	1	3	2	2	2	2
利用日数（日）	6	81	60	60	60	60

※ 継続利用者数を除いて計画値を設定するものとされたため、数値を変更します。

## ① 計画相談支援

### 【サービスの概要】

計画相談支援は、サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要な場合に、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

### 【利用者像】

- 障がい福祉サービスを利用する障がい者で、市がサービス等利用計画案の提出を求めたものの

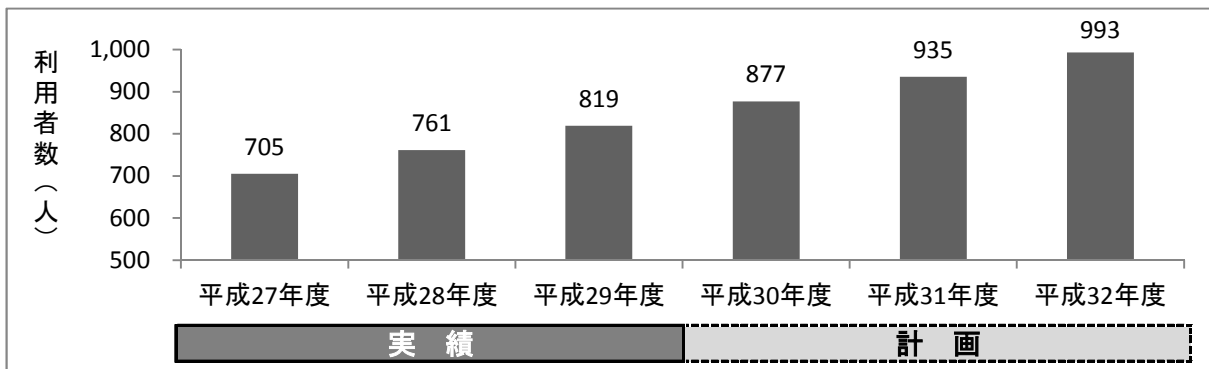
### 【サービス提供基盤の状況】

平成29年10月1日現在、市内でサービスを提供している事業所は13か所です。

### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

障がい者のサービス利用者は、今後も増加していくものと見込まれます。

市内における新たな施設の確保に努めるとともに、市外の事業所との連携を強化することにより、サービス提供の確保に努めます。



【第4期計画期間（実績値）及び第5期計画期間（計画値）の年間利用者数】

第4章 第5期新座市障がい福祉計画  
第1期新座市障がい児福祉計画

[月間]

区分	第4期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度
利用者数（人）	75	78	80
区分	第4期計画期間（実績値）		
	27年度	28年度	29年度
利用者数（人）	59	63	67

※ 平成29年度は実績見込値です。

[年間]

区分	第4期計画期間（実績値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	705	761	819	877	935	993

※ 計画値の設定について、計画相談支援は、年間を通して計画を作成するものであるため、数値を月間から年間に変更します。



## ② 地域移行支援

### 【サービスの概要】

地域移行支援は、入所施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のため障がい福祉サービス事業所への同行援護等を行うものです。

### 【利用者像】

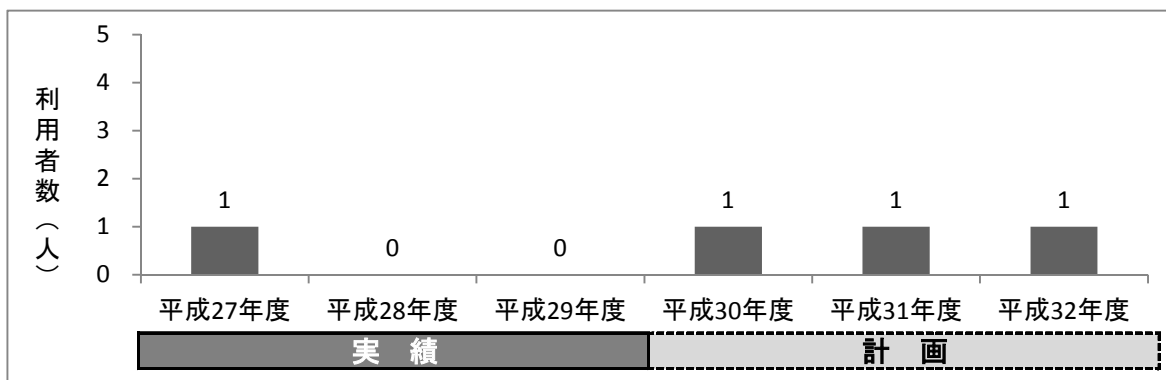
- 障がい者支援施設等に入所している障がい者
- 精神科病院に入院している精神障がい者
- 救護施設、更生施設に入所している障がい者
- 刑事施設（刑務所等）、少年院に収容されている障がい者
- 更生保護施設に入所している障がい者、自立更生促進センター等に宿泊している障がい者

### 【サービス提供基盤の状況】

平成29年10月1日現在、市内でサービスを提供している事業所は、指定一般相談支援事業所の「にいざ生活支援センター相談支援室」の1か所です。

### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

過去の利用実績から、年間1人の利用を見込んでいます。今後は、指定一般相談支援事業所、病院その他の関係機関と連携し、適切なサービス利用につながるよう努めます。



【第4期計画期間（実績値）及び第5期計画期間（計画値）の年間利用者数】

[年間]

区分	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	5	6	7	1	1	1
区分	第4期計画期間（実績値）					
	27年度	28年度	29年度			
利用者数（人）	1	0	0			

※ 平成29年度は実績見込値です。

### ③ 地域定着支援

#### 【サービスの概要】

地域定着支援は、居宅で単身等で生活する障がい者が地域生活を継続していくため、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に訪問等の各種支援を行うものです。

#### 【利用者像】

- 単身で生活する障がい者
- 同居している家族等が障がい、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障がい者

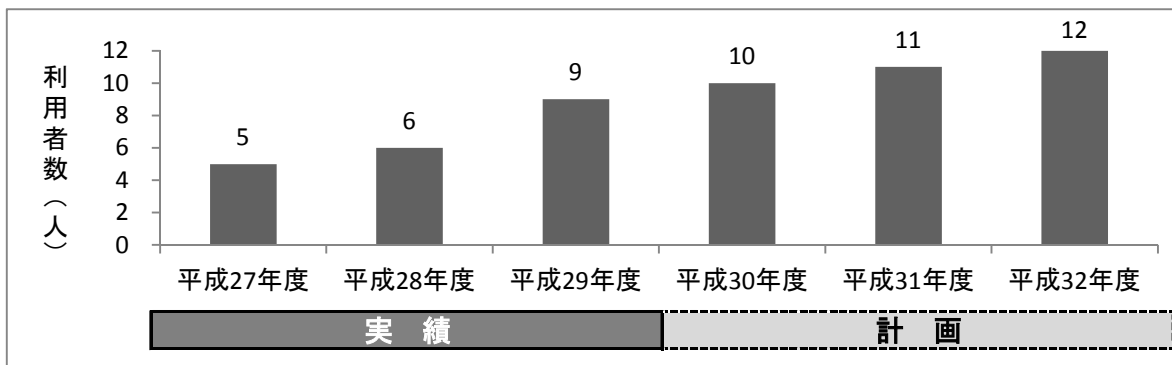
#### 【サービス提供基盤の状況】

平成29年10月1日現在、市内でサービスを提供している事業所は、指定一般相談支援事業所の「にいざ生活支援センター相談支援室」の1か所です。

#### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

アンケート調査では、現在一人で暮らしている者で現在と同じように暮らしたいと考えている者（323人）のうち、地域で生活するために必要な支援を相談対応などの充実であると回答した者は9人でした。

今後は、指定一般相談支援事業所と連携し、適切なサービス利用につなげるよう努めます。



【第4期計画期間（実績値）及び第5期計画期間（計画値）の年間利用者数】

[年間]

区分	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	10	11	12	10	11	12
区分	第4期計画期間（実績値）					
	27年度	28年度	29年度			
利用者数（人）	5	6	9			

※ 平成29年度は実績見込値です。

## (5) 障がい児支援

### ① 児童発達支援及び医療型児童発達支援

#### 【サービスの概要】

児童発達支援は、障がい児に対し、通所により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の支援を行うものです。

医療型児童発達支援は、上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対し、児童発達支援及び治療を行うものです。

#### 【利用者像】

- 児童発達支援  
療育を行う必要があると認められる未就学児
- 医療型児童発達支援  
肢体不自由で理学療法等の機能訓練や医学的管理下での支援が必要な未就学児

#### 【サービス提供基盤の状況】

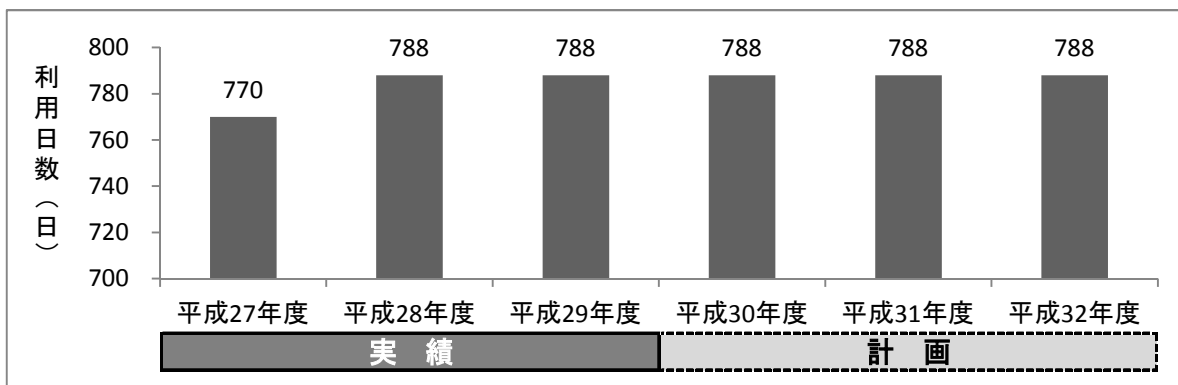
平成29年10月1日現在、市内で児童発達支援のサービスを提供している事業所は「わかば学園」、「みどり学園」、「児童デイサービスどれみ」、「児童発達支援元気キッズ新座教室」、「よつみ」の5か所です。

医療型児童発達支援のサービスを提供している事業所は、市内にはなく、県内でもさいたま市の2か所の事業所のみが提供しています。

#### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

児童発達支援は、今後とも利用希望者の適性に合ったサービスが円滑に提供できるよう、提供体制の整備に努めます。

医療型児童発達支援は、県や近隣自治体における提供体制の整備の動向を調査し、研究を続けます。



【児童発達支援：第4期計画期間（実績値）及び第5期計画期間（計画値）の月間利用日数】

【児童発達支援】

[月間]

区分	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	52	59	66	76	76	76
利用日数（日）	572	649	726	788	788	788
区分	第4期計画期間（実績値）					
	27年度	28年度	29年度			
利用者数（人）	77	76	76			
利用日数（日）	770	788	788			

※ 平成29年度は実績見込値です。

【医療型児童発達支援】

[月間]

区分	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	-	-	-	0	0	0
利用日数（日）	-	-	-	0	0	0
区分	第4期計画期間（実績値）					
	27年度	28年度	29年度			
利用者数（人）	0	0	0			
利用日数（日）	0	0	0			

※ 平成29年度は実績見込値です。

## ② 放課後等デイサービス

### 【サービスの概要】

放課後等デイサービスは、就学している障がい児に対し、放課後や休日の通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行うものです。

### 【利用者像】

- 学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学し、生活能力等の向上のために療育的な支援が必要な障がい児

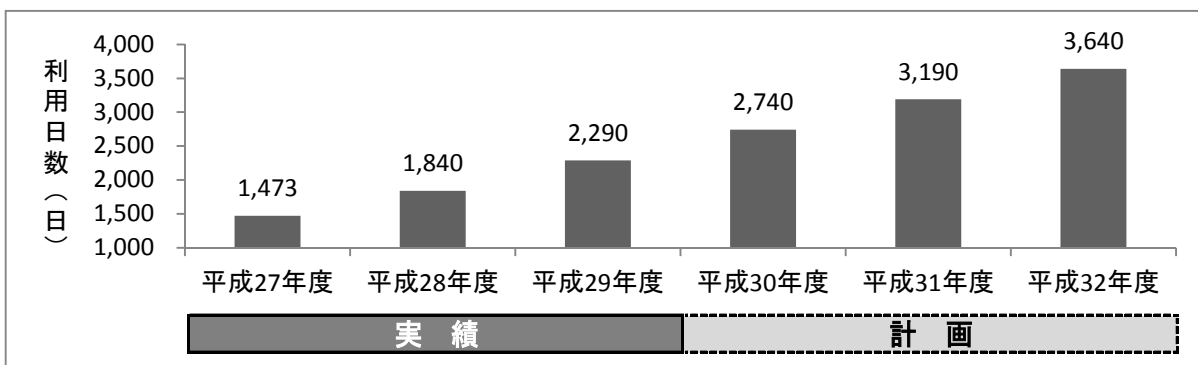
### 【サービス提供基盤の状況】

平成29年10月1日現在、市内でサービスを提供している事業所は11か所です。

### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

事業者の整備の拡大に伴い、利用者数は増加しています。

各事業所が特色をいかしたサービスを提供しているため、今後とも利用希望者の適性に合ったサービスが円滑に提供できるよう、提供体制の整備に努めます。



【第4期計画期間（実績値）及び第5期計画期間（計画値）の月間利用日数】

[月間]

区分	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数(人)	88	105	120	195	227	259
利用日数(日)	880	1,050	1,200	2,740	3,190	3,640
区分	第4期計画期間（実績値）					
	27年度	28年度	29年度			
利用者数(人)	104	131	163			
利用日数(日)	1,473	1,840	2,290			

※ 平成29年度は実績見込値です。

### ③ 保育所等訪問支援

#### 【サービスの概要】

保育所等訪問支援は、保育所等（保育所、幼稚園、学校等）を訪問し、障がい児が他の児童との集団生活に適応するための専門的な支援等を行うものです。

#### 【利用者像】

○ 保育所等の集団生活を営む施設に通う障がい児

#### 【サービス提供基盤の状況】

平成29年10月1日現在、市内でサービスを提供している事業所は「児童デイサービスどれみ」の1か所で、県内（さいたま市及び和光市を除く。）では36か所です。

#### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

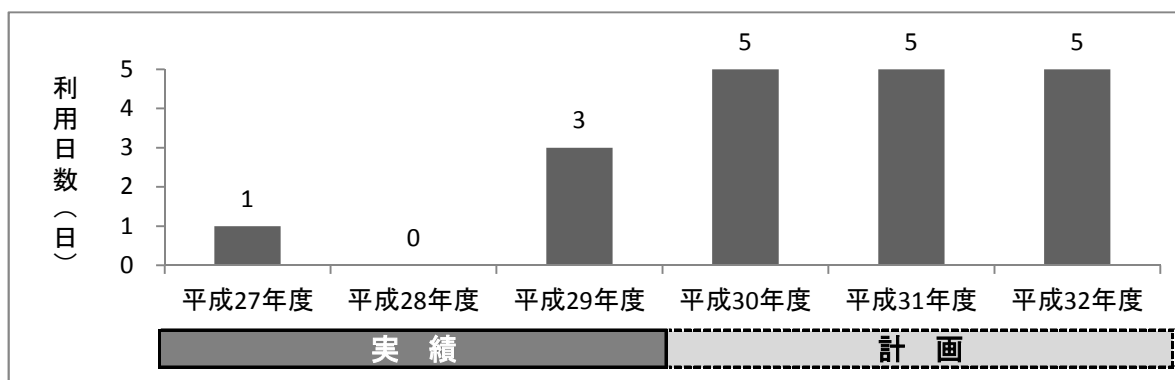
アンケート調査では、学校教育に望むことについて、能力や障がいの程度に合った指導をしてほしい（回答率66.2%）、障がいの種類・程度にかかわらず普通学級で受け入れてほしい（同15.3%）との回答があり、これらの希望は、このサービスで支援できるものの一つと考えられます。

このため、サービスを必要とする児童と保護者が潜在的にいることが見込まれます。保護者のみならず、保育所等へ制度の周知を図り、適切なサービス利用につながるよう努めます。

#### 【参考】

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や子どもの保護者に対し、障がいの早期発見、早期対応のための助言等の支援を行うものとして、巡回支援専門員整備があります。

巡回支援専門員整備は、児童発達支援センターの整備を機に、保育所等訪問支援との連携を検討します。



【第4期計画期間（実績値）及び第5期計画期間（計画値）の月間利用日数】

[月間]

区分	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	2	2	2	1	1	1
利用日数（日）	2	2	2	5	5	5
区分	第4期計画期間（実績値）					
	27年度	28年度	29年度			
利用者数（人）	1	0	2			
利用日数（日）	1	0	3			

※ 平成29年度は実績見込値です。

#### ④ 居宅訪問型児童発達支援

##### 【サービスの概要】

重度の障がい等の状態にあり、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行うものです。

##### 【利用者像】

- 重度の障がいがあり、障がい児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児

##### 【サービス提供基盤の状況】

新規の事業であり、事業所開所等の情報はまだ把握できません。

##### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

利用希望者の把握に努めます。

[月間]

区分	第5期計画期間（計画値）		
	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	0	0	0
利用日数（日）	0	0	0



## ⑤ 障がい児相談支援

### 【サービスの概要】

障がい児相談支援は、サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要な場合に、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

### 【利用者像】

- 障がい福祉サービスを利用する障がい児で、市がサービス等利用計画案の提出を求めたもの
- 障がい児通所支援を申請した障がい児で、市が障がい児支援利用計画案の提出を求めたもの

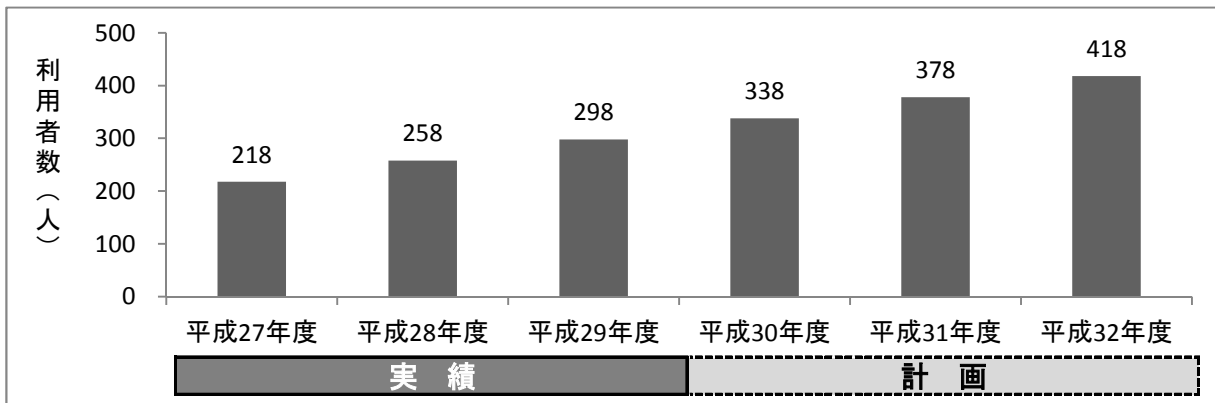
### 【サービス提供基盤の状況】

平成29年10月1日現在、市内でサービスを提供している事業所は6か所です。

### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

障がい児のサービス利用者は、今後も増加していくものと見込まれます。

市内における新たな施設の確保に努めるとともに、市外の事業所との連携を強化することにより、サービス提供の確保に努めます。



【第4期計画期間（実績値）及び第5期計画期間（計画値）の年間利用者数】

第4章 第5期新座市障がい福祉計画  
第1期新座市障がい児福祉計画

[月間]

区分	第4期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度
利用者数（人）	17	18	21
区分	第4期計画期間（実績値）		
	27年度	28年度	29年度
利用者数（人）	18	22	27

※ 平成29年度は実績見込値です。

[年間]

区分	第4期計画期間（実績値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	218	258	298	338	378	418

※ 計画値の設定について、障がい児相談支援は、年間を通して計画を作成するものであるため、数値を月間から年間に変更します。

## ⑥ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

### 【サービスの概要】

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育等の関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進するものです。

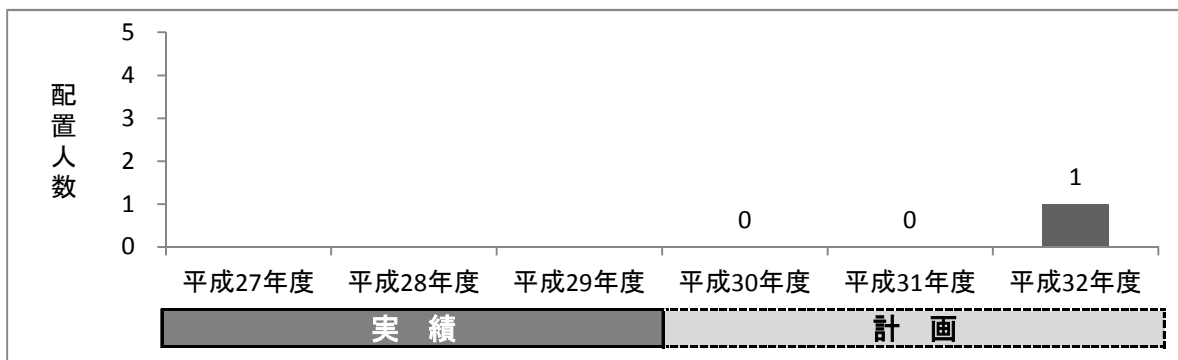
※ コーディネーターとは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する者を言います。

### 【サービス提供基盤の状況】

平成29年10月1日現在、配置していません。

### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

コーディネーターとして養成された相談支援事業者等の配置を目指します。



【第5期計画期間（計画値）の年間配置人数】

[年間]

区分	第5期計画期間（計画値）		
	30年度	31年度	32年度
配置人数	0	0	1

## 2 地域生活支援事業

### (1) 理解促進研修・啓発事業

#### 【事業の内容】

理解促進研修・啓発事業は、地域の住民に対して、障がい者及び障がい児に対する理解を深めるために実施する研修・啓発事業です。

#### 【サービス提供基盤の状況】

障がい者就労支援セミナー、成年後見制度の講演会、奉仕員養成研修事業を開催しているほか、出前講座で障害者差別解消法の説明会にも応じています。

また、平成27・28年度には共に暮らすための新座市障がい者基本条例に係る啓発用パンフレットを作成し、市立小・中学校の児童・生徒を対象に配布し、併せて市ホームページにも掲載することで啓発に努めました。

#### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

市ホームページ等を活用し、ノーマライゼーションの普及・啓発を行うとともに、共に暮らすための新座市障がい者基本条例に係る啓発用パンフレットを活用した説明会を実施するなど、普及・啓発に努めます。

区分	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
理解促進研修・啓発事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
区分	第4期計画期間（実績値）					
	27年度	28年度	29年度			
理解促進研修・啓発事業の実施	実施	実施	実施			

## (2) 自発的活動支援事業

### 【事業の内容】

自発的活動支援事業は、障がい者及び障がい児やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。

### 【サービス提供基盤の状況】

障がい者福祉課において、各障がい者団体が講演会等を実施する際、名義後援等で支援しています。

### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

今後も各障がい者団体が講演会等を実施する際、名義後援等を行って支援します。  
また、各障がい者団体等の活動が、今後も安定して継続されるよう引き続き支援します。

区分	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
自発的活動支援事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
区分	第4期計画期間（実績値）					
	27年度	28年度	29年度			
自発的活動支援事業の実施	実施	実施	実施			

### (3) 相談支援事業

#### ① 障がい者相談支援事業

##### 【事業の内容】

障がい者相談支援事業は、障がい者等からの相談に応じ、情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、障がい者同士によるピアカウンセリングや障がい者の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

##### 【サービス提供基盤の状況】

障がい者福祉課のほか、「相談支援事業所ぽけっと」、「にいざ生活支援センター相談室」に委託して実施しています。

##### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

地域への対応を含めた相談支援事業の在り方について、引き続き検討します。

区分	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実施箇所数（か所）	3	3	3	3	3	3
区分	第4期計画期間（実績値）					
	27年度	28年度	29年度			
実施箇所数（か所）	3	3	3			

## ② 基幹相談支援センター等機能強化事業

### 【事業の内容】

基幹相談支援センター等機能強化事業は、一般的な相談支援事業に加え、相談支援機能の強化を図るため、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する事業です。

※ 基幹相談支援センターとは、地域における相談支援の中核的な役割（総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化、地域移行等の促進、権利擁護・虐待の防止）を担う機関です。

### 【サービス提供基盤の状況】

基幹相談支援センター等機能強化事業については、現在、未実施です。

### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

地域の実情に合った必要な業務等を行うため、先進自治体を参考にするとともに、指定特定相談支援事業所等との協議を行いながら、平成32年度の実施を目指します。

区分	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
基幹相談支援センターの設置	検討	検討	実施	検討	検討	実施
基幹相談支援センター等機能強化事業の実施	検討	検討	実施	検討	検討	実施
区分	第4期計画期間（実績値）					
	27年度	28年度	29年度			
基幹相談支援センターの設置	未実施	未実施	未実施			
基幹相談支援センター等機能強化事業の実施	未実施	未実施	未実施			

### ③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

#### 【事業の内容】

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）は、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援する事業です。

#### 【サービス提供基盤の状況】

現在、障がい者福祉課及び障がい者相談支援事業委託事業所が個々の相談に対応しています。

#### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

障がい者福祉課と障がい者相談支援事業委託事業所が連携を図り対応していますが、事業の実施に向け検討します。

区分	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
住宅入居等支援事業の実施	検討	検討	検討	検討	検討	検討
区分	第4期計画期間（実績値）					
	27年度	28年度	29年度			
住宅入居等支援事業の実施	未実施	未実施	未実施			



#### (4) 成年後見制度利用支援事業

##### 【事業の内容】

成年後見制度利用支援事業は、障がい者の権利擁護を図るため、障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援する事業です。

##### 【サービス提供基盤の状況】

障がい者福祉課と長寿はつらつ課、相談支援専門員が相談支援を行っています。

また、市長申立てによる支援を行い、成年後見の審判請求の申立ての費用、成年後見人等の報酬を助成しています。

##### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

第5期の計画値は、第4期の実績値の水準を維持するものとします。

引き続き、障がい者福祉課と長寿はつらつ課、相談支援専門員が連携を図り支援します。

##### 【審判請求】

[年間]

区分	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用件数（件）	3	3	3	2	2	2
区分	第4期計画期間（実績値）					
	27年度	28年度	29年度			
利用件数（件）	1	0	3			

※ 平成29年度は実績見込値です。

##### 【報酬助成】

[年間]

区分	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用件数（件）	3	3	3	12	14	16
区分	第4期計画期間（実績値）					
	27年度	28年度	29年度			
利用件数（件）	6	9	9			

※ 平成29年度は実績見込値です。

### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

#### 【事業の内容】

成年後見制度法人後見支援事業は、障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

#### 【サービス提供基盤の状況】

現在、公益社団法人新座市シルバー人材センターが成年後見制度法人後見を実施しています。

#### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

今後、公益社団法人新座市シルバー人材センター及び関係団体との協議を行いながら、平成32年度の実施を目指します。

区分	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
成年後見制度法人後見支援事業の実施	検討	検討	実施	検討	検討	実施
区分	第4期計画期間（実績値）					
	27年度	28年度	29年度			
成年後見制度法人後見支援事業の実施	検討	検討	検討			

## (6) 意思疎通支援事業

### 【事業の内容】

意思疎通支援事業は、意思疎通の円滑化を図るため、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体等の障がいや難病により意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対し、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行う事業です。

### 【サービス提供基盤の状況】

手話通訳者派遣事業については、市の手話通訳者派遣センターから専任手話通訳者及び登録手話通訳者の派遣並びに埼玉聴覚障害者情報センターに派遣の委託を実施しています。

要約筆記者派遣事業については、埼玉聴覚障害者情報センター及び要約筆記奉仕員派遣事業所「あすか」等に派遣依頼をしています。

### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

手話通訳者派遣事業利用者は、ほぼ横ばいであり、今後も市の専任手話通訳者及び登録手話通訳者を育成し、手話通訳者派遣センターの安定的な運営により、引き続きサービスを確保していきます。

また、視覚障がい者等への意思疎通支援の在り方について、今後研究していきます。

[月間]

区分		第4期計画期間 (計画値)			第5期計画期間 (計画値)		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
手話通訳者 派遣事業	実利用者数(人)	12	13	14	16	16	16
	延べ利用件数(件)	37	46	57	25	25	25
	延べ派遣人数(人)	51	51	61	30	30	30
	実施箇所数(か所)	2	2	2	1	1	1
要約筆記者 派遣事業	実利用者数(人)	1	1	1	2	2	2
	延べ利用件数(件)	7	8	9	6	6	6
	延べ派遣人数(人)	11	12	13	10	10	10
	実施箇所数(か所)	3	3	3	3	3	3
手話通訳者 設置事業	設置箇所数(か所)	1	1	1	1	1	1
要約筆記者 設置事業	設置箇所数(か所)	1	1	1	1	1	1
区分		第4期計画期間 (実績値)					
		27 年度	28 年度	29 年度			
手話通訳者 派遣事業	実利用者数(人)	16	15	16			
	延べ利用件数(件)	26	23	25			
	延べ派遣人数(人)	31	26	30			
	実施箇所数(か所)	1	1	1			
要約筆記者 派遣事業	実利用者数(人)	2	2	2			
	延べ利用件数(件)	6	5	6			
	延べ派遣人数(人)	10	8	10			
	実施箇所数(か所)	3	3	3			
手話通訳者 設置事業	設置箇所数(か所)	1	1	1			
要約筆記者 設置事業	設置箇所数(か所)	1	1	1			

※ 平成29年度は実績見込値です。

## (7) 日常生活用具給付等事業

### 【事業の内容】

日常生活用具給付等事業は、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するため、障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又貸与をする事業です。

介護・訓練支援用具（特殊マット等）、自立生活支援用具（T字つえ等）、在宅療養等支援用具（ネブライザー（吸入器等））、情報・意思疎通支援用具（視覚障がい者用拡大読書器等）、排泄管理支援用具（ストマ装具等）、住宅改修費（居宅生活動作補助用具）等があります。

### 【サービス提供基盤の状況】

障がい者等に対し、日常生活用具の給付及び貸与を実施しています。

### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

在宅療養等支援用具及び排泄管理支援用具については、今後も増加が見込まれます。その他の支援用具については、年度による増減があることから、第5期の計画値は第4期の実績値を考慮し見込みます。

引き続き、日常生活用具の必要性の高い障がい者に対し、制度の周知を行い、サービス利用の促進に努めます。

[年間]

区分	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護・訓練支援用具(件)	7	7	7	13	14	15
自立生活支援用具(件)	30	30	30	25	25	25
在宅療養等支援用具(件)	9	9	9	25	30	35
情報・意思疎通支援用具(件)	25	25	25	60	60	60
排泄管理支援用具(件)	1,534	1,627	1,725	1,800	1,900	2,000
住宅改修費(件) (居宅生活動作補助用具)	4	4	4	10	10	10
区分	第4期計画期間（実績値）					
	27年度	28年度	29年度			
介護・訓練支援用具(件)	8	11	12			
自立生活支援用具(件)	27	15	19			
在宅療養等支援用具(件)	8	17	18			
情報・意思疎通支援用具(件)	55	59	64			
排泄管理支援用具(件)	1,455	1,493	1,702			
住宅改修費(件) (居宅生活動作補助用具)	1	4	10			

※ 平成29年度は実績見込値です。

## (8) 手話奉仕員養成事業

### 【事業の内容】

手話奉仕員養成事業は、聴覚障がい者等との交流活動の促進、支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

### 【サービス提供基盤の状況】

手話奉仕員養成研修として、入門講座及び基礎講座を福祉の里で実施しています。

### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

今後も手話奉仕員養成講座について、開催の周知を更に図るとともに、受講者の増加に努めます。

[年間]

区分	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
入門講座修了人数（人）	25	25	25	25	25	25
基礎講座修了人数（人）	25	25	25	20	20	20
区分	第4期計画期間（実績値）					
	27年度	28年度	29年度			
入門講座修了人数（人）	18	23	13			
基礎講座修了人数（人）	19	16	20			

※ 平成29年度は実績見込値です。

### 【参考】

手話奉仕員養成講座の修了者で、手話通訳者を目指す希望者を対象に、福祉の里で「中級講座」、市の手話通訳者派遣センターで「手話通訳者養成講座」を実施しています。

[年間]

区分	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
中級講座修了人数（人）	25	25	25	25	25	25
手話通訳者養成講座修了人数（人）	15	15	15	15	15	15
区分	第4期計画期間（実績値）					
	27年度	28年度	29年度			
中級講座修了人数（人）	12	22	11			
手話通訳者養成講座修了人数（人）	10	10	10			

※ 平成29年度は実績見込値です。

## (9) 移動支援事業

### 【事業の内容】

移動支援事業は、地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための支援を行う事業です。

### 【サービス提供基盤の状況】

平成29年10月1日現在、市内でサービスを提供している事業所は15か所です。

### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

利用者は、増加する傾向が見られることから、引き続き制度の周知を始め、利用の促進に努めます。

[月間]

区分	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	109	121	135	113	116	119
利用時間（時間）	1,226	1,276	1,382	1,352	1,370	1,388
区分	第4期計画期間（実績値）					
	27年度	28年度	29年度			
利用者数（人）	104	108	110			
利用時間（時間）	1,299	1,312	1,334			

※ 平成29年度は実績見込値です。



## (10) 地域活動支援センター機能強化事業

### 【事業の内容】

地域活動支援センター機能強化事業は、障がい者等の地域生活支援の促進を図るため、地域活動支援センターを充実強化する事業です。

※ 地域活動支援センターとは、地域の実情に応じ、障がい者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供したり、社会との交流を促進し、便宜を供与したりする事業です。事業には、この基礎的事業と地域活動支援センターの機能を充実強化する機能強化事業があります。

機能強化事業には、Ⅰ型、Ⅱ型及びⅢ型の類型が設けられています。

区分	内容	利用者数
Ⅰ型	専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業	1日当たりの実利用人員がおおむね20人以上
Ⅱ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する事業	1日当たりの実利用人員がおおむね15人以上
Ⅲ型	地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業	1日当たりの実利用人員がおおむね10人以上

### 【サービス提供基盤の状況】

平成29年10月1日現在、市内で事業を実施しているのは、市の「新座市障がい者地域活動支援センター（Ⅱ型）」（福祉の里）、「にいざ生活支援センター（Ⅰ型）」、「福祉工房 楓（Ⅲ型）」、「障害者地域活動センターふらっと（Ⅱ型）」の4か所です。

### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

今後も4か所の事業を継続します。

[月間]

区分			第4期計画期間 (計画値)			第5期計画期間 (計画値)		
			27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
市内	Ⅰ型	実施箇所数(か所)	1	1	1	1	1	1
		実利用者数(人)	20	20	20	31	31	31
	Ⅱ型	実施箇所数(か所)	2	2	2	2	2	2
		実利用者数(人)	30	30	30	35	35	35
	Ⅲ型	実施箇所数(か所)	1	1	1	1	1	1
		実利用者数(人)	10	10	11	13	13	13
	計	実施箇所数(か所)	4	4	4	4	4	4
		実利用者数(人)	60	60	61	79	79	79
市外	実施箇所数(か所)		2	2	2	0	0	0
	実利用者数(人)		4	4	4	0	0	0
	関連する市町村		和光市 朝霞市	和光市 朝霞市	和光市 朝霞市	-	-	-
区分			第4期計画期間 (実績値)					
			27 年度	28 年度	29 年度			
市内	Ⅰ型	実施箇所数(か所)	1	1	1			
		実利用者数(人)	21	34	31			
	Ⅱ型	実施箇所数(か所)	2	2	2			
		実利用者数(人)	31	34	35			
	Ⅲ型	実施箇所数(か所)	1	1	1			
		実利用者数(人)	11	14	13			
	計	実施箇所数(か所)	4	4	4			
		実利用者数(人)	63	82	79			
市外	実施箇所数(か所)		0	0	0			
	実利用者数(人)		0	0	0			
	関連する市町村		-	-	-			

※ 平成29年度は実績見込値です。

## (11) その他の事業

### ① 日中一時支援事業

#### 【事業の内容】

日中一時支援事業は、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がい者等の日中における活動の場を提供し、見守り、日常的な訓練その他の支援を行う事業です。

#### 【サービス提供基盤の状況】

平成29年10月1日現在、朝霞地区4市で運営する「すわ緑風園」を含む10事業所に委託して実施しています。

#### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

過去の利用実績から、年間5人の利用を見込んでいます。

市内にはこの事業を行う施設はなく、比較的遠方の施設が多いことから、施設への送迎が必要であるため、利用しやすい環境づくりに努めます。

[年間]

区分	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実利用者数（人）	7	7	7	5	5	5
延べ利用日数（日）	115	115	115	75	75	75
区分	第4期計画期間（実績値）					
	27年度	28年度	29年度			
実利用者数（人）	5	5	5			
延べ利用日数（日）	76	67	70			

※ 平成29年度は実績見込値です。

## ② 社会参加支援事業

### 【事業の内容】

社会参加支援事業は、芸術・文化講座、スポーツ・レクリエーション教室、奉仕員（点訳・朗読）養成研修事業等の開催を通じ、障がい者の社会参加を促進するとともに、障がいや障がい者への理解を促進する事業です。

### 【サービス提供基盤の状況】

障がい者福祉センター事業として、実施しています。

### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

事業計画の実施に当たっては、参加者のニーズに対応した講座等の実施と講座開設の周知に努めるとともに、市内で活動する団体等の協力も得ながら推進します。

なお、芸術文化活動振興については、社会参加支援事業としての位置付けがなくなった事業及び参加人数が集まらずに廃止になった事業の影響により、第5期の計画値は第4期の実績値よりも減少した数値を見込んでいます。

[年間]

区分	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
芸術文化活動振興(人)	100	100	100	65	65	65
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業(人)	60	60	60	60	60	60
奉仕員養成研修事業(人)	10	10	10			
区分	第4期計画期間（実績値）					
	27年度	28年度	29年度			
芸術文化活動振興(人)	90	117	90			
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業(人)	64	54	53			
奉仕員養成研修事業(人)	58	73	—			

※ 平成29年度は実績見込値です。

※ 奉仕員養成研修事業は、平成29年度から理解促進・啓発事業へ移行しています。

※ 数値の（人）は実利用者数です。

### ③ 訪問入浴サービス事業

#### 【事業の内容】

訪問入浴サービス事業は、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する事業です。

#### 【サービス提供基盤の状況】

平成29年10月1日現在、市内で1か所、市外で1か所の事業所に委託して実施しています。

#### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

過去の利用実績から、月間6人の利用を見込んでいます。

今後も、制度の周知を図るとともに、利用希望者のニーズに応じたサービス提供に努めます。

[月間]

区分	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
延べ利用者数（人）	6	6	6	6	6	6
延べ利用件数（件）	25	25	25	25	25	25
区分	第4期計画期間（実績値）					
	27年度	28年度	29年度			
延べ利用者数（人）	7	6	6			
延べ利用件数（件）	28	24	25			

※ 平成29年度は実績見込値です。

#### ④ 更生訓練費給付事業

##### 【事業の内容】

更生訓練費給付事業は、就労移行支援又は自立訓練を利用している障がい者に対し、訓練を効果的に受けるために必要な経費等を支給する事業です。

##### 【サービス提供基盤の状況】

障がい者に対し、就労移行支援又は自立訓練を利用した場合に更生訓練費を支給しています。

##### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

就労移行支援及び自立訓練の利用者の増加により、更生訓練費の受給者数は増加傾向にあります。

今後も、就労移行支援施設及び自立訓練施設を利用する者に対し、制度の周知を図ります。

[年間]

区分	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
受給者数（人）	39	39	39	89	98	107
区分	第4期計画期間（実績値）					
	27年度	28年度	29年度			
受給者数（人）	62	78	80			

※ 平成29年度は実績見込値です。

## ⑤ 自動車運転免許取得・改造費助成事業

### 【事業の内容】

自動車運転免許取得・改造費助成事業は、障がい者の就労その他の社会参加の機会の拡大等を図るため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

### 【サービス提供基盤の状況】

障がい者に対し、自動車の運転免許を取得し、又は自動車を改造した場合に、その費用の一部を助成しています。

### 【第5期計画の見込量と確保の方策】

過去の利用実績から、自動車運転免許取得にあつては年間1人、改造費助成事業あつては年間4人の利用を見込んでいます。

今後も、制度の周知を行い、サービスの利用促進に努めます。

[年間]

区分	第4期計画期間（計画値）			第5期計画期間（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
自動車運転免許取得(人)	1	1	1	1	1	1
改造費助成事業(人)	3	3	3	4	4	4
区分	第4期計画期間（実績値）					
	27年度	28年度	29年度			
自動車運転免許取得(人)	3	1	1			
改造費助成事業(人)	2	2	4			

※ 平成29年度は実績見込値です。

※ 数値の（人）は実利用者数です。

### 3 国・県への要望事項

---

障がい者福祉施策の充実強化を図るため、国・県に対し、次の事項について要望していきます。

#### (1) 国への要望事項

- ① 障がい者の地域移行の受け皿となるグループホーム不足の解消のため、施設整備に係る補助の拡大のための財政措置を講じること。  
また、市町村が整備する場合の補助制度も整備すること。
- ② 発達障がい児（者）の特性に配慮した障がい福祉サービスを創設するとともに、必要な財政措置を講じること。  
また、発達障がい児（者）の早期発見・早期療育に係る事業を実施する市町村に対し、負担を軽減するための必要な財政措置を講じること。
- ③ 重度心身障がい者に対する医療費の助成は全国的に実施されており、障がい者を支援する制度としては不可欠なものです。  
このため、市町村が実施する身体・知的・精神障がい者への一部負担金助成制度に対し、国が必要な財政措置を行い、市町村の負担を軽減すること。
- ④ 身体障がい者手帳に該当しない軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入の補助事業については、単独（県補助）事業として実施しておりますが、年々補助件数が増加しており、市町村への補助が十分でないため、財政的に厳しい状況があります。  
このため、身体障がい者手帳に該当しない軽度・中等度難聴児が購入する補聴器については、国が補装具費として支給できるよう必要な措置を講じること。
- ⑤ 公共交通運賃及び有料道路料金について、精神障がい者への割引制度を創設するなど、身体・知的障がい者と同様のサービスが受けられるよう制度を整備すること。  
また、利用制限の撤廃や利用手続の簡素化について、関係機関に要請すること。
- ⑥ 乳幼児医療費補助制度は各自治体によって対象年齢の範囲、自己負担等に格差があります。こうした格差をなくし、公平な助成が受けられるよう、国の制度として確立し、補助対象年齢及び補助基準の見直しを行うこと。



## (2) 県への要望事項

① こども(乳幼児)医療費の県補助金について、乳幼児医療費支給の対象年齢を拡大するとともに、所得制限や自己負担金制度を廃止し、市町村の支給額における2分の1を補助額としていただくよう強く要望する。

② 全身性障害者介護人派遣事業、重度心身障害者福祉手当支給事業、重度心身障害者医療費支給事業、重度障害者居宅改善整備費助成事業、障害児(者)生活サポート事業及び生活ホーム事業は、市民にとって必要不可欠な事業であり、障害者総合支援法の制度だけでは必要なサービスをカバーできない障がい者も多く存在します。そこで、全事業を県補助事業として今後も継続するよう強く要望するとともに、以下の事業についての拡充を検討していただきくよう要望する。

### (1) 精神障がい者通院医療費助成事業

自立支援医療(精神通院医療)の受給者は精神疾患で通院する際にかかった医療費の1割を負担することとなっておりますが、現在、市単独事業で1割の医療費に対しても助成を行っております。

精神障害者保健福祉手帳1級所持者の精神疾患に係る入院以外の医療費は、重度心身障害者医療費支給事業において、県の助成対象に含まれていますが、1級以外の精神障がい者の精神通院医療費(1割分)は県補助対象ではありません。

つきましては、1級以外の精神障がい者も重度心身障害者医療費支給事業の対象とするか、自立支援医療(精神通院医療)の受給者の自己負担がなくなるよう制度の拡充をすること。

### (2) 重度心身障害者福祉手当支給事業

平成22年1月から65歳以上の新規手帳取得者及び精神障害者保健福祉手帳2級所持者が支給対象外になりましたが、現在市単独事業で助成を継続しております。

これらの者について従前どおり県の補助対象としていただくとともに、市単独で対象を拡大している療育手帳B所持者も対象となるよう制度の拡充をすること。

### (3) 障がい児(者)生活サポート事業

市町村の人口規模による限度額の引上げ等財政措置の拡充を図ること。

③ 今後も引き続き、短期入所の需要が見込まれることから、各施設の短期入所枠の拡大、新たな障がい者支援施設の整備の供給量の増加につながる基盤の整備について必要な措置を図ること。

また、障がい者への虐待発生時の対応等も考慮すると、緊急利用できる短期入所体制の確保について、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団が経営を行う施設を早急に整備すること。

- ④ 市単独事業として行っている難病患者に支給している見舞金に対し、県の補助を付けること。
- ⑤ 乳幼児医療費、ひとり親家庭等医療費及び重度心身障がい者医療費の現物給付化と制度の広域化について、県が医療機関等、審査支払機関との調整を行い、県内で統一的な助成制度を確立されること。